

名家連ニュース

平成 28 年 9 月 2 日 (金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 421 号

障害年金研究会に160名超参加！

8月19日(金)障害年金受給支援研究会が開催された。新ガイドライン9月1日実施を前に青木先生(日本福祉大学教授)から詳しい説明を受け、続いて精神保健福祉士の小島氏と社会保険労務士の白石氏から実践事例を踏まえた報告がありました。



私たち家族も障害年金の申請・更新時や家族ピアサポート総合事業(名古屋市事業委託)の相談活動に役立たせるために、ガイドラインの要点をシリーズで連載しますので是非、参考にして下さい。

① ガイドラインの障害等級の目安

診断書記載項目のうち「日常生活能力の程度」の評価及び「日常生活能力の判定」の評価を組み合わせたものが、どの障害等級に相当するかの目安を示したもの

程度 判定平均	(5)	(4)	(3)	(2)	(1)
3.5以上	1級	1級又は2級			
3.0以上3.5未満	1級又は2級	2級	2級		
2.5以上3.0未満		2級	2級又は3級		
2.0以上2.5未満		2級	2級又は3級	3級又は3級非該当	
1.5以上2.0未満			3級	3級又は3級非該当	
1.5未満				3級非該当	3級非該当

《表の見方》

1. 「程度」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の程度」の5段階評価を指す。
2. 「判定平均」は、診断書の記載項目である「日常生活能力の判定」の4段階評価について、程度の軽い方から1～4の数値に置き換え、その平均を算出したものである。
3. 表内の「3級」は、障害基礎年金を認定する場合には「2級非該当」と置き換えることとする。

《留意事項》 障害等級の目安は総合評価時の参考とするが、個々の等級判定は、診断書等に記載される他の要素も含めて総合的に評価されるものであり、目安と異なる認定結果となることもあり得ることに留意して用いること。

第13回 名古屋市障害者スポーツ大会 バレーボール大会開催

日時：平成28年9月15日(木)
開会式9時30分 競技10時～
会場：名東スポーツセンター
地下鉄東山線「本郷駅」から市バス
「障害者スポーツセンター」下車、南へ徒歩5分



名古屋市障害者スポーツセンター保全工事

センター(昭和56年5月開館)は、9月1日～来年3月末まで施設・設備の工事を行います。

障害支援区分認定等審査会委員の任期

国の制度改正に伴い現行2年から3年に条例改正の予定。(名家連は正・副6名が委員に委嘱)